

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を  
求める意見書

アスベスト（石綿）を大量に使用したことによるアスベスト被害は多くの労働者，国民に広がり，現在でも建物の改修，解体に伴うアスベストの飛散が続いている。また東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理に伴う被害の拡大も心配されている。

欧米諸国で製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ，日本は，建設業従事者に多くの被害者が生まれていることが特徴である。その大きな原因は，アスベストのほとんどが建設資材等として建設現場で使用され，また国が建築基準法等で不燃化，耐火工法として，アスベストの使用を進めたことにある。

特に建設業従事者は重層下請構造のもとで多くの現場に従事することから，労災に認定されることにも困難が伴い，多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もないのが実情である。

よって，政府においては，建設業従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できるよう救済措置を実施するとともに，アスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり，アスベスト問題の早期解決を図るよう強く要望する。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 9月28日

千葉県柏市議会

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
あて